

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則(児童家庭課)

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則(農蚕園芸課)

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則(畜産課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

- 一 保母養成所の指定基準に合致するよう修業教科目等及び履修方法を変更することとした。(別表第一、別表第二関係)

- 二 1 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 一 知事が適当と認めた者については、入学選抜試験のうち学科試験の一部を免除できることとした。(第十二条関係)
- 二 県立農業大学の養成課程に係る授業料の各学期分の納付額を五千四百七十五円(現行四千九百四十円)に引き上げることとした。(第十七条関係)
- 三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 筆記試験に係る試験方法及び項目の選択方法を次のとおりとすることとした。(第三条、別表関係)

現 行		改 正 後	
区分	試験方法	区分	試験方法
必須 ⁺ 項目・記述試験	教育概論及び農業経営又は教育概論及び家政学原論	必須 ⁺ 項目・記述試験	教育概論

目 選 採 項		採 一・記 述 試 験	作 物 等 十 七 項 目 か ら 四 項 目 又 は 被 服 材 料 学 等 十 六 項 目 か ら 四 項 目
論 文 試 験		専 門 選 採 項 目	基 礎 選 採 一・記 採 項 目 述 試 験
作 物 等 十 七 項 目 か ら 一 項 目 又 は 被 服 材 料 学 等 十 六 項 目 か ら 一 項 目	採 一・記 述 試 験	作 物 等 十 六 項 目 か ら 三 項 目 又 は 被 服 衛 生 及 び 被 服 管 理 等 十 七 項 目 か 三 項 目	農 業 經 営 又 は 生 活 經 営
論 文 試 験	採 一・記 述 試 験	作 物 等 十 六 項 目 か ら 一 項 目 又 は 被 服 衛 生 及 び 被 服 管 理 等 十 七 項 目 か 一 項 目	

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則

- 一 題名の改正
 - 題名を「鳥取県立園芸技術研修所管理規則」に改めることとした。
- 二 名称変更に伴う規定の整備
 - 鳥取県立果樹野菜技術講習所の名称が鳥取県立園芸技術研修所に改められたことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

た。(第一条関係)

三 研修課程の設置等

- 1 鳥取県立園芸技術研修所に研修課程として部門別専門技術課程及び特殊技術課程を置くこととした。(第二条関係)

- 2 1の各研修課程における研修科目及び研修時間数を定めることとした。(第六条関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日

この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則

- 一 題名の改正
 - 題名を「鳥取県立畜産技術研修所管理規則」に改めることとした。
- 二 名称変更に伴う規定の整備
 - 鳥取県立畜産講習所の名称が鳥取県立畜産技術研修所に改められたことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
- 三 研修課程の設置等
 - 1 鳥取県立畜産技術研修所に研修課程として部門別専門技術課程及び特殊技術課程を置くこととした。(第二条関係)
 - 2 1の各研修課程における研修科目及び研修時間数を定めることとした。(第六条関係)

四 その他
 所要の規定の整備を行うこととした。
 五 施行期日等
 1 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。
 2 鳥取県立中小家畜講習所管理規則を廃止することとした。

規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号）の

一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

専 門 的		基 礎 科 目	系 列
科目 保育の対象の理解に関する	保育の本質・目的の理解に関する科目	文 学 社 会 学 法 学（日本国憲法） 心 理 学 生 物 学 英 語（演習） 体 育 講 義 体 育 実 技	修 業 教 科 目 単 位 数
発達心理学Ⅰ（講義） 教育心理学（講義） 小児保健（講義） 小児保健実習（実習） 小児栄養（講義） 小児栄養実習（実習） 精神保健（講義）	社会福祉Ⅰ（講義） 社会福祉Ⅱ（演習） 児童福祉Ⅰ（講義） 保育原理Ⅰ（講義） 養護原理（講義） 教育原理（講義）	二 二 二 二 二 一 一	二 二 二 一 二 二

目 科 修 必 択 選				目 科			
基礎技能	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の本質・目的の理解に関する科目	保育実習	基礎技能	保育の内容・方法の理解に関する科目	環境 (演習)
音 音 楽Ⅲ (演習)	児童文化 (演習)	発達心理学Ⅱ (演習)	保育原理Ⅱ (講義)	保育実習Ⅰ (実習)	体 育 (演習)	人間関係 (演習)	環 境 (演習)
二	二	二	二	五	二	言葉 (演習)	環 境 (演習)
一	一	二	二	二	二	健康 (演習)	環 境 (演習)
		表現(音楽リ) (演習)	臨床心理学 (演習)		二	表現(造形) (演習)	環 境 (演習)
		養護内容 (演習)	発達心理学Ⅱ (演習)		二	保育内容総論 (演習)	環 境 (演習)
		乳児保育Ⅱ (演習)	臨床心理学 (演習)		二	乳児保育Ⅰ (講義)	環 境 (演習)
		障害児保育 (演習)			二	音 楽Ⅰ (演習)	環 境 (演習)
		児童文化 (演習)			二	図画工作 (演習)	環 境 (演習)
					二	音 育 (演習)	環 境 (演習)

保育実習Ⅱ (実習)	二
保育実習Ⅲ (実習)	二

別表第二(第九条関係)

系 列	修業教科目数	単位数
基 礎 科 目	八(外国語・体育を含む。)	十二
専 門 的 科 目	二十四	四十七
選 択 必 修 科 目	五	十一

附 則

- この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに卒業に必要な修業教科目数及び単位数については、この規則による改正後の鳥取県立保育専門学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が適当と認められた者については、学科試験の一部を免除することができる。

第十七条第一項の表中「四千九百四十円」を「五千四百七十五円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び選択項目」を「基礎選択項目及び専門選択項目」

に、「別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の」を「それぞれ別表の上欄、」に改め、同条第三項中「選択項目に」を「専門選択項目に」に、「上欄に掲げる区分」を「中欄に掲げる基礎選択項目」に、「四項目」を「三項目」に、「選択項目の」を「専門選択項目の」に改め、同項を同条第四項とし、同項第二項の次に次の一項を加える。
3 基礎選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験とし、受験者は、別表の中欄に掲げる基礎選択項目のうちから一項目を選択するものとする。
別表を次のように改める。
別表(第三条関係)

教育概論		必須項目	基礎選択項目	専門選択項目
生活経営	農業経営			作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壌肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
				被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学 及び情報処理

様式第一号中「農業(生活)」を削り、

選 択 項 目	専 門 選 択 項 目	論
	択一・記述試験	

田	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目	論文試験
文 試 験		択一・記述試験	

に改める。

様式第三号中

農業(生活) 改良普及員資格試験に合格したことを証明する。	年 月 日
-------------------------------	-------

を

改良普及員資格試験に合格したことを証明する。	年 月 日
基礎選択項目	

に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則(昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立園芸技術研修所管理規則

第一条中「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例」に、「鳥取県立果樹野菜技術講習所(以下「講習所」という。)」を「鳥取県立園芸技術研修所(以下「研修所」という。)」に改める。

第二条を次のように改める。

(研修課程)

第二条 研修所に、研修課程として部門別専門技術課程及び特殊技術課程を置く。

第三条中「講習所の各講習課程」を「研修所の各研修課程」に改める。

第四条を次のように改める。

(研修期間)

第四条 部門別専門技術課程の研修期間は、一年とし、毎年四月一日に始

まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 特殊技術課程の研修期間は、知事が別に定める。

第五条第一項中「講習所」を「研修所」に改め、同条第二項中「講習を
する」を「研修を実施する」に改める。

第六条を次のように改める。

(研修科目及び研修時間数)

第六条 研修所の各研修課程における研修科目は、それぞれ次に掲げると
おりとする。

一 部門別専門技術課程

イ 講義

園芸栽培概論、植物生理学、生物工学概論、農薬使用法、農業機
械概論、園芸栽培各論、果樹・野菜・花き肥培管理法及び果樹・野
菜・花き経営法

ロ 実技

果樹園管理技術、野菜・花きの露地栽培技術及び施設栽培技術並
びに栽培、病害虫及び土壤肥料実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

二 特殊技術課程

イ 講義

バイオテクノロジー等育種技術、栄養分析等診断技術及び整枝・

せんてい等管理技術

ロ 実技

園芸に関する育種、診断及び栽培管理に必要な技術及び実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

2 前項の研修科目ごとの研修時間数は、知事が別に定める。

第七条中「講習所」を「研修所」に改め、「農業を営み、又は営もう
とする者であつて」を削る。

第八条中「講習所」を「研修所」に改める。

第十条第一項中「(以下「講習生」という。）」を「(以下「研修生」
という。）」に改め、同条第二項中「講習生」を「研修生」に改める。

第十一条を削る。

第十二条(見出しを含む。)中「講習生」を「研修生」に改め、同条を
第十一条とする。

第十三条の見出しを「(研修生手当)」に改め、同条第一項中「講習生」
を「部門別専門技術課程の研修生」に、「講習生手当」を「研修生手当」
に改め、同条第二項中「講習生手当」を「研修生手当」に改め、同条を第
十二条とする。

第十四条中「講習生」を「研修生」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「講習生」を「研修生」に、「講習を」を「研修を」に、「
講習所」を「研修所」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「講習課程」を「研修課程」に改め、同条を第十五条とす
る。

第十七条を削る。

第十八条中「講習所」を「研修所」に改め、同条を第十六条とする。
様式第一号及び様式第二号中「茎」を「精油」に改める。

様式第三号中「(海12添濶添)」を「(海11添濶添)」に、「並」を「
彌並」に改める。

様式第四号中「(第14添濶添)」を「(第13添濶添)」に、「並」を「
彌並」に改める。

様式第五号中「(海16添濶添)」を「(海15添濶添)」に、「鳥取県立
果樹野菜技術講習所 科の課程」を「鳥取県立園芸技術研修所
課程」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立畜産講習所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立畜産講習所管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第二十号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立畜産技術研修所管理規則

第一条中「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」を「鳥
取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例」に、「鳥取県立畜

産講習所(以下「講習所」という。))を「鳥取県立畜産技術研修所(以
下「研修所」という。))」に改める。

第十条を削る。

第九条第一項中「講習生」を「研修生」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「講習所」を「研修所」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「講習所」を「研修所」に改め、同条を第七条とする。

第五条を削る。

第四条第一項中「講習所」を「研修所」に改め、同条第二項中「講習す
る」を「研修を実施する」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一
条を加える。

(研修科目及び研修時間数)

第六条 研修所の研修科目は、次に掲げるとおりとする。

一 部門別専門技術課程

イ 講義

畜産学概論、家畜飼養学、飼料学、家畜繁殖学、家畜生理学、家

畜衛生学、家畜人工授精概論、畜産経営学及び家畜受精卵移植概論

ロ 実技

大家畜(肉用牛、乳用牛)飼養管理及び飼料作物栽培利用に必要

な技術及び実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

二 特殊技術課程

イ 講義

家畜の人工授精及び受精卵移植並びに飼料作物栽培利用
口 実技

家畜の人工授精及び受精卵移植並びに飼料作物栽培利用に必要な
技術並びに実験

ハ その他

知事が必要と認めるもの

第三条を削る。

第二条中「講習所の」を「研修所の各研修課程における」に改め、同条
を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(研修期間)

第四条 部門別専門技術課程の研修期間は、一年とし、毎年四月一日に始
まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 特殊技術課程の研修期間は、知事が別に定める。

第一条の次に次の一条を加える。

(研修課程)

第二条 研修所に、研修課程として部門別専門技術課程及び特殊技術課程
を置く。

第十一条中「講習生」を「研修生」に改める。

第十二条の見出しを「(研修生手当)」に改め、同条第一項中「講習生
に」を「部門別専門技術課程の研修生に」に、「講習生手当」を「研修生
手当」に改め、同条第二項中「講習生手当」を「研修生手当」に改める。

第十三条中「講習生」を「研修生」に改める。

第十四条中「講習生」を「研修生」に、「講習を」を「研修を」に、「
講習所」を「研修所」に改める。

第十五条中「講習」を「研修」に改める。

第十六条を削る。

第十七条中「講習所」を「研修所」に改め、同条を第十六条とする。

様式第一号中「(第7号)」を「(第8号)」に、「(第7号)」を「(第8号)」に、「(第7号)」を「(第8号)」に改める。

様式第二号中「(第6号)」を「(第10号)」に改める。

様式第五号中「鳥取県立畜産講習所の課程」を「鳥取県立畜産技術研修
所の 課程」に改める。

附 則

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

2 鳥取県立小家畜講習所管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第二
十一号)は、廃止する。